

種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げる
精神的暴力	大声で怒鳴る、「出て行け」などの脅しや暴言を吐く、無視をする
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを禁じる、借金をさせる
社会的暴力	常に行動を監視し、他人との付き合いを制限する
性的暴力	避妊に協力しない

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは「親密な関係(親密だった関係)の中で起こる暴力」です。親密な関係とは配偶者や元配偶者、内縁関係、交際関係などです。DVには主に次の種類があります。

DVの種類

知っていますか? 「DV」

配偶者などからの暴力(DV)は、お互いを尊重し合い、対等な関係で暮らせる男女共同参画社会の実現を阻害します。



問 人権・生涯学習課 ☎928・1006

No.236

夫婦げんかとDVは違います

「夫婦げんか」はお互いが対等な関係の中で起こる意見のぶつかり合いですが、「DV」には優位な立場の者が弱い立場の者を暴力や暴言などの力(パワー)で押さえつけ、自分の思い通りに支配するという構図が存在します。この「支配すること」を目的に暴力を振ることがDVの特徴です。

児童虐待となるDV

子どもの目の前でDVが行われることを「面前DV」といいます。面前DVは、2004年の児童虐待防止法の改正で心理的児童虐待にあたりと明記されました。

た。

子どもがDVを目撃すると心に深い傷を受けることになりま。ストレスによる体調不良や学力の低下、不登校、無意識に感情表現や問題の解決方法として暴力的な手段を使ってしまつなど、子どもの成長に及ぼす影響は深刻です。



一人で悩まないで

「自分さえ我慢すればいい」「自分にも悪いところがあるから暴力を振るわれる」「恥ずかしくて誰にも言えない」なんて思っていますか? 自分一人で何とかしようとしていませんか?

DVは一人の力では解決することが難しい問題です。被害を拡大させないためにも、できるだけ早く専門機関へ相談することが大切です。暴力を受けている人にとって、自分の苦しみを誰かに聞いてもらうことや正しい知識をもつことは問題解決に向けた大きな一歩です。本市では被害を受けた人の悩みを受け止め、その秘密を守り、

関係機関と協力して状況に応じた支援を行っています。まずは相談してください。

問 青少年・女性活躍推進課 ☎973・8896



広島県DV防止シンボルマーク

守ろうよ
人の命と
人権を

ふくやま東部文化フェスタ2019 プレイバント人権講演会(手要)

時 2/15(金)19:00~
所 東部市民センター
内 講演「性の多様性とは何か?—多様な“私たちの性”と人権—」
定 450人※先着
問 東部生涯学習センター ☎940-2574

若者の立場からみえる 部落差別(要)

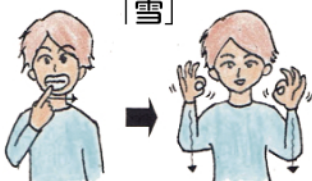
時 2/23(土)13:30~
所 春日コミュニティ館
内 講演「自分らしく生きるため、正しく知る・学ぶ」
問 春日コミュニティ館 ☎943-2531

ハートフルステージ 人権問題講演会(手要)

時 2/17(日)13:30~
所 東小学校
内 講演「心のスイッチがオンされる出会い ~阪神・淡路大震災の経験を通して~」
問 中部生涯学習センター ☎932-7265

言葉の手話

本市では手話言語条例に基づき、手話の普及に努めています。手話を覚えて会話をしてみましょう。



「雪」
右手の人さし指で前歯をさして左へ引き
親指と人さし指で作った丸をひらひらさせながら下ろします

問 障がい福祉課 ☎928-1062 FAX 928-1730

動画はこちら

